



2023年5月17日

各 位

会 社 名 株式会社 Z0Z0

代表者名 代表取締役社長兼 CEO 澤田 宏太郎

(コード番号 3092 東証プライム)

問合せ先 取締役副社長兼 CFO 栁澤 孝旨

電話番号 043 (213) 5171

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月28日開催予定の第25回定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)での承認を前提として監査等委員会設置会社へ移行すること、及び本株主総会に定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応えうる体制の構築を目指します。

(2) 移行時期

本株主総会において、必要な定款変更について承認をいただくことを条件に、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

(3) 監査等委員会設置会社への移行後の役員人事

本件に伴う役員人事につきましては、本日付けの「監査等委員会設置会社移行への伴う役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

(4) その他

2019 年9月12日付け「ヤフー株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明及び同社との資本業務提携契約締結に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、Zホールディングス株式会社(旧商号:ヤフー株式会社)との間の2019年9月12日付け資本業務提携契約書(以下「本資本業務提携契約」といいます。)において、①Zホールディングス株式会社が当社の取締役のうち2名を指名する権利を有すること、及び②当社の取締役会において独立社外取締役が占める割合を3分の1以上とすることを合意しておりますが、この度の監査等委員会設置会社への移行に伴い、2023年2月1日付けで、本資本業務提携契約に必要な修正を加える旨の変更覚書(以下「本変更覚書」といいます。)を締結しております。

本変更覚書においては、①Z ホールディングス株式会社が当社の監査等委員でない取締役

のうち2名を指名する権利を有すること、及び②当社の取締役会において独立社外取締役が 占める割合を過半数とすることが合意されております。

なお、本変更覚書は、下記 2. 「定款変更」に記載の定款変更の効力が発生することを条件 として、その効力が生じます。

## 2. 定款変更

- (1)変更の目的
  - ① 上記1.「監査等委員会設置会社への移行」に記載のとおり、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
  - ② 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定にもとづき、 剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款 第39条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、あわせて内容が重複する現行定款第8 条(自己株式の取得)を削除するものです。
  - ③ 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。
- (2)変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023 年 6 月 28 日 (予定) 定款変更の効力発生日 2023 年 6 月 28 日 (予定)

以上

現行定款

変更案

第1章 総 則

(機 関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の 機関を置く。
- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株 式

(自己株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に より、取締役会の決議によって自己の株式 を取得することができる。

第9条

(条文省略)

第10条

第3章 株主総会

第 <u>11</u>条

(条文省略)

第16条

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

- 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類等の内容である情報について、 議決権の基準日までに電子提供措置をと るものとする。
  - 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省 令で定めるものの全部または一部につい て、書面の交付を請求した株主に対して交 付する書面に記載することを要しないも のとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(新設)

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2. (条文省略)
- (条文省略) 3.

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了す | 第 19 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)

総 則 第1章

(機 関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の 機関を置く。
- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会 (削除)
- (3) 会計監査人

第2章 株 式

(削除)

第8条

(現行どおり)

第9条

第3章 株主総会

第10条

(現行どおり)

第15条

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。
  - 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省 令で定めるものの全部または一部につい て、議決権の基準日までに書面の交付を請 求した株主に対して交付する書面に記載 することを要しないものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

- 第17条 当会社の取締役(監査等委員である取締役 を除く。)は、15名以内とする。
  - 当会社の監査等委員である取締役は、4名 以内とする。

(選任方法)

- 第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ 以外の取締役とを区別して、株主総会にお いて選任する。
- (現行どおり) 2.
- (現行どおり) 3.

(任期)

る事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新設)

(新設)

#### (代表取締役及び役付取締役)

第<u>21</u>条 取締役会は、その決議によって代表取締役 を選定する。

> 取締役会は、その決議によって、取締役社 長1名、取締役副社長、専務取締役、常務 取締役各若干名を定めることができる。

## 第 22 条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役の招集通知は、会日の3日前までに 各取締役及び各監査役に対して発する。た だし、緊急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。
  - 2. 取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があるとき は、招集の手続を経ないで取締役会を開催 することができる。

(新設)

#### (取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対

- の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。
- 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終結の時 までとする。
- 3. 増員又は補欠として選任された<u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、他の在任の監査等 <u>委員でない</u>取締役の任期の満了する時までとする。
- 4. 任期の満了前に退任した監査等委員である 取締役の補欠として選任された監査等委 員である取締役の任期は、退任した監査等 委員である取締役の任期の満了する時ま でとする。
- 5. 会社法第329条第3項に基づき選任された 補欠の監査等委員である取締役の選任決 議が効力を有する期間は、選任後2年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の開始の時までとす る。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第<u>20</u>条 取締役会は、その決議によって<u>、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u> 代表取締役を選定する。
  - 2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u> 取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

## 第 21条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

- 第<u>22</u>条 取締役の招集通知は、会日の3日前までに 各取締役に対して発する。ただし、緊急の 必要があるときは、この期間を短縮するこ とができる。
  - 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の 手続を経ないで取締役会を開催すること ができる。

## (重要な業務執行の決定の委任)

第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の 規定により、その取締役会の決議によって 重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる 事項を除く。)の決定の全部または一部を 取締役に委任することができる。

#### (取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

### (報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対

価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定できる契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

### (員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

## (選任方法)

- 第31条 監査役は、株主総会において選任する。
  - 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 3. 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に より、 法令に定める監査役の員数を欠く こととなる場合に備えて、株主総会におい て補欠監査役を選任することができる。
  - 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力 を有する期間は、当該決議後4年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結の時までとする。
  - 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第<u>33</u>条 <u>監査役会</u>は、その決議によって<u>常勤監査役</u> を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第34条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の3日前まで に各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮する ことができる。
  - 2. 前項の規定にかかわらず、<u>監査役</u>の全員の 同意があるときは、招集の手続を経ないで <u>監査役会</u>を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第<u>35</u>条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役</u>の過半数をもって行う。

価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の 取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第 29 条 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第 423 条 第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定できる契約を締結することができる。

第5章 監查等委員会

(削除)

(削除)

(削除)

(常勤の監査等委員)

第<u>30</u>条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって<u>、監査</u> <u>等委員の中から常勤の監査等委員を選定</u> することができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第31条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前 までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間を 短縮することができる。
  - 2. 前項の規定にかかわらず、<u>監査等委員</u>の全 員の同意があるときは、招集の手続を経な いで<u>監査等委員会</u>を開催することができ る。

(監査等委員会の決議の方法)

第32条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>議決に加わること</u>ができる監査等委員の過半数が出席し、出 <u>席した監査等委員</u>の過半数をもって行う。

### (監査役会の議事録)

第<u>36</u>条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他<u>法務省令</u>に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名をする。

### (監査役会規程)

第37条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は定款に 定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定め る監査役会規程による。

#### (報酬等)

第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

# (監査役の責任免除)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

## (監査役との責任限定契約)

第40条 当会社は、監査役との間で、会社法第423 条第1項の賠償責任について、善意でかつ 重大な過失がない場合には、法令の定める 限度額の範囲内で、その賠償責任を限定す る契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

第 41 条

(条文省略)

第43条

第7章 計 算

第44条 (条文省略)

(新設)

### (剰余金の配当の基準日)

第<u>45</u>条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31 日とする。

(新設)

(新設)

## (中間配当)

第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9月30日を基準日として中間配当をす

#### (監査等委員会の議事録)

第33条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他<u>法令</u>に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名する。

### (監査等委員会規程)

第34条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は定 款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>にお いて定める監査等委員会規程による。

(削除)

(削除)

(削除)

第6章 会計監査人

第35条

\_\_ ~ (現行どおり)

第37条

第7章 計 算

第38条 (現行どおり)

### (剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条 第1項各号に定める事項については、法令 に別段の定めがある場合を除き、取締役会 の決議によって定めることができる。

### (剰余金の配当の基準日)

- 第<u>40</u>条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31 日とする。
  - 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
  - 3. 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰 余金の配当をすることができる。

(削除)

ることができる。

第47条 (条文省略)

(附則)

変更前定款第17条の規定の削除および変更後定款第17条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日である2022年9月1日 (以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

- 2. 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
- 3. 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

第41条 (現行どおり)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第25期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。